仕　　様　　書

1　契約名

歴史景観エリア親水水路ライトアップ業務委託（その１）

2　業務の目的

歴史景観エリア夜間景観基本計画（令和７年度策定）に基づき、歴史と文化の道（西郷隆盛銅像前から市立美術館北側までの区間）の夜間景観の形成を図るため、親水水路のライトアップ整備を行う。

3　履行場所

西郷隆盛銅像前から市立美術館北側までの区間

4　仕様製品

別紙及び図面のとおり

設置する照明器具等は、現地確認の上、参考製品と同等以上のものとすること。

5　業務の範囲

(1) 現地調査

(2) 配電作業

(3) 照明器具の設置（照明器具設置に必要な資材等の設置含む）

(4) 設置の記録と実施報告書の提出

6　現地調査

契約締結後、速やかに本仕様書及び別紙図面に基づき現地調査を行い、現場に相違がある場合は、発注者に速やかに報告し、その対応について協議を行うこと。

7　配電作業

西郷隆盛銅像敷地内に引込柱を設置の上、配線を行うこと。

なお、配線作業に関して必要な関係機関との協議については適宜行い、疑義がある場合、発注者に速やかに報告し、その対応について協議を行うこと。

８　照明器具の設置

(1) 事前協議等

①　現地調査後、書面で工程表及び体制表等を提出し、発注者の承諾を得ること。

また、照明器具設置の進捗等により工程の変更が必要となった場合や体制表等の変更があった場合は協議を行い、発注者の承諾を得たうえで変更すること。

②　現地調査等の結果を踏まえ、別紙図面に適合している製品と同等以上の製品を選定し、発注者の承諾を得たうえで発注及び調達を行うこと。なお、提出した資料に関して、発注者から追加の資料提出の指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

(2) 照明器具の設置

①　スポットライト設置で、台座及び調光器等ボックスについては、一定の強度がある屋外対応品とし、製品の選定にあたっては、事前に発注者の承諾を得ること。

②　テープライトの設置場所については、事前に発注者の承諾を得ることとし、設置の際、木柵等を破損した場合には適正に補修を行うこと。また、遮光板レールは加工等が必要となった場合、加工前には必ず発注者に承諾を得ること。

③　調光を行えるようにゲートウェイを設置すること。

④　施工にあたっては、安全管理及び現場管理には細心の注意を払い、事故等が発生しないように行うこと。掘削等に伴い道路占用や道路使用許可等の手続きが必要となる場合には、受注者で行うこと。

また、万一、事故等が発生した場合には、消防機関等への連絡とともに発注者の担当者にも速やかに報告すること。特に、掘削箇所以外の舗装等に損傷を与えた場合においては、報告後速やかに復旧すること。

⑤　照明器具の設置に関しては、本仕様書等に基づき行うものとし、本仕様書等に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編)」最新版に準拠すること。

(3) 照明器具の設置の記録

①　写真撮影

工程に沿って、以下の内容について写真撮影を行うこと。

ア　配電作業状況

イ　作業状況（使用材料を含む）

ウ　照明器具の設置状況（点灯時の状況を含む）

②　図面等の作成

整備後は、今回の内容について、配電状況等をＣＡＤ等を用いて図面を作成すること。

(4) 実施報告書の提出等

① 自主検査の実施

設置完了後に自主検査を行い、仕様書等に定める必要な性能を全て満たしていることを確認すること。

② 実施報告書の提出

自主検査の実施後、発注者に以下の内容を記した実施報告書を提出し、合わせて自主検査の結果を報告すること。なお、実施報告書の電子データを収納した電磁的記録媒体（ＤＶＤ－Ｒ等）一式を併せて提出すること。発注者の検査完了後、発注者が受領書を交付することにより業務が完了したものとする。

ア 上記（３）①で示した写真

イ 上記（３）②で示した図面

ウ 照明等機器一覧

エ 照明器具等取扱説明書

オ 照明器具等保証書

カ その他関係機関への届出書類

9 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、電気事業法等の関係法令を遵守し行うこと。

(2) 廃材の処分は適切に処分すること。

(3) 照明器具の設置場所や照射方向などは担当職員及び依頼予定の専門家の指示に従うこと。

(4) その他本仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。

(5) 発注者と協議を行った場合は、協議録を作成し、発注者へ提出すること。

別紙

① 電源の確保（引込柱の建込）に関すること

・引込柱（見高 H=5.0m）を建込む（添付図面参照)。近隣地盤から N=10 を想定しており、その場合の基礎深さは H=1.8mとする。

・接地工事を含む。

・引込開閉盤を設置する。設置場所や詳細は添付図面のとおりとする。

・電力会社への申請、地下埋設業者へ立会、整備に伴う手続き（道路占用や使用許可）の費用も含む。

・電柱番号札も設置する。

② 配線及び電源ボックス設置

・トランスや調光器を収納する調光器等 BOX を設置すること。ボルトでの設置作業も含む。

・調光器等 BOX 及び配線カバーは、指定色（茶色を想定）とする。

③ テープライト設置

・仕様は別紙図面のとおりとする。(同等品以上)

・設置に必要なレールや、その加工費も含む。

④　スポットライト設置

・仕様は別紙図面のとおりとする。(同等品以上）調光器等 BOX へボルトでの固定作業も含む。

・特注のロングフードを追加する。

・落下防止のためのワイヤーを取り付ける。

・指定色（茶系を想定）とする。